

別表（第2条関係）

補助事業名	中小事業者の脱炭素化促進事業
補助事業の目的	兵庫県内の中小事業者の脱炭素化を促進するため、太陽光発電設備等を設置する事業者に対して支援を行う。
補助事業の対象となる者	<p>下記のいずれにも該当する事業を行う者</p> <p>(1) オンサイト PPA 又はリースにより自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う事業</p> <p>(2) 需要家が中小事業者等であり、兵庫県内で実施されるもの</p> <p>(3) 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」のうち「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」(以下「ストレージパリティ補助金」という。)に本補助金事前申請後に、交付申請し交付決定を受けたもの</p>
補助事業の対象となる経費	補助対象事業を行うために直接必要な経費として明確に区分できるもの(工事費、設備費、業務費、事務費)
補助率	定額
補助金の額	<p>上限 500 万円 (太陽光発電設備上限 250 万円、定置用蓄電池上限 250 万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備 2.5 万円/kW 太陽光発電設備と合わせて導入する定置用蓄電池 定置用蓄電システムの目標価格に6分の1を乗じて得た額と補助対象経費に6分の1を乗じて得た額のうち少ない方の額
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 誓約書 (別添様式 1) 2 ストレージパリティ補助金の交付申請に係る書類一式の写し 3 ストレージパリティ補助金交付決定通知書の写し 4 事前着手承認申請書 (別添様式 2) ※ (補助金の交付決定前に事業に着手する場合のみ)
	(指定期日) 別に指定する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助事業の対象となる経費相互間の 20% 以内の変更をする場合 (軽微な事業内容の変更) 次に掲げる変更以外の変更 事業内容の新設、廃止
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 必要が生じたときは別途通知する。
第 11 条	(添付書類) 1 ストレージパリティ補助金の実績報告に係る書類一式の写し 2 ストレージパリティ補助金の交付額の確定通知書の写し (指定期日) 別に指定する日
第 19 条 第 1 項	(処分制限期間) 太陽光発電設備：17 年 蓄電池：6 年

※ 知事は、この申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書 (別添様式 3) により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費 (当該年度中に発生したものに限る。) についても補助事業の対象とするものとする。